

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 7 月 15 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2 件

厚生年金保険関係 2 件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501824号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600128号

第1 結論

請求者のA社における平成17年6月8日の標準賞与額に係る記録を35万9,000円とすることが必要である。

平成17年6月8日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年6月8日

育児休業中であった請求期間の賞与に係る厚生年金保険の記録がない。賞与明細書を提出するので、請求期間の賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る賞与明細書により、請求者は、平成17年6月8日にA社から賞与(35万9,615円)の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、A社の事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中(平成17年*月*日から平成20年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められている。

以上のことから、請求者のA社における請求期間に係る標準賞与額については、請求者から提出された賞与明細書における賞与額から、35万9,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501714号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600129号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年3月15日から平成2年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。昭和52年3月15日の会社設立時から、正社員として勤務していたので、厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、連絡先が判明した同僚二人及び同社の商業登記簿謄本で確認できる役員6人の合計8人に照会したところ、4人から回答があり、そのうちの一人の回答及び陳述から、請求者が請求期間のうち、昭和62年10月頃には既に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成2年12月1日であり、請求期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社の事業主は、請求期間当時の資料等を保有していないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

さらに、請求者及び前述の回答のあった4人のうちの3人(残る一人については、A社に勤務していないと回答している。)は、A社に勤務していた期間の給与明細書を保有していない旨回答しており、請求期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、改正原戸籍によると、請求者は平成3年に帰化しているところ、請求者は、請求期間のうち、在日外国人が国民年金の強制適用となった昭和57年1月から昭和59年2月までの期間国民年金に加入し、そのうちの昭和57年7月から昭和59年2月までの期間は国民年金保険料の申請免除期間である上、昭和59年3月1日から平成2年11月1日までの期間は他事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間であることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600015号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(脱)第1600003号

第1 結論

昭和30年11月30日から昭和33年1月27日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和30年11月30日から昭和33年1月27日まで

私の年金記録では、請求期間について脱退手当金を受け取った記録となっているが、私は、脱退手当金を請求していないし受け取ってもいない。前回の処分には納得できない。

今回、新たな資料、情報はないが、脱退手当金の支給記録を取り消して、厚生年金保険の被保険者期間として、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、A社における事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年1月27日の前後3年以内に資格喪失し、同社において脱退手当金の受給資格を有する21人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、請求者を含む14人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち12人がいずれも被保険者資格喪失日から5か月以内に支給決定されている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、退職時に総務担当者から脱退手当金を勧められ、担当者が請求手続をしてくれたのだと思う旨陳述していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求が行われていたと考えられ、請求者の脱退手当金についても、同社において代理請求がなされた可能性が高いと考えられること、また、当該被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和33年5月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなないことなどから、既に平成27年11月17日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

しかしながら、今回、請求者は、新たな資料及び情報はないものの、「脱退手当金を請求していないし、受け取っていないのは、間違いはない。」と強く主張して再度訂正請求を行っているものである。

脱退手当金に係る請求事案は、年金の記録では脱退手当金が支給されたことになっているが、請求者は脱退手当金を受給していないとするものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料がない下で、年金の記録の真実性を疑わせるような矛盾する記録内容が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情がないかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような矛盾する記録内容が存在せず、請求者のA社における事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていること、請求期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和33年5月30日に支給決定されていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で請求者が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。